

特別支援学校教諭免許状の 保有率の向上・特別支援教育の 概要について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

27初特支第9号
平成27年5月15日

特別支援学校教諭免許状
の認定課程を有する { 国立大学法人学長
公立大学法人学長
私立大学学長 殿
放 送 大 学 長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
井 上 恵 嗣

(印影印刷)

平成26年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等
免許状保有状況等調査の結果について(送付)

平素より、特別支援学校の教員の資質向上について、特段の御尽力をいただき誠にありがとうございます。

標記の調査結果について、別添のとおり、各都道府県教育委員会等に送付いたしましたので、参考までに送付いたします。

貴機関におかれては、**特別支援学校教諭等免許状保有率向上をはじめとした特別支援学校教員の資質向上について、引き続き各教育委員会等との連携に御配慮いただきますようお願いいたします。**

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課指導係(桑田、小池、中澤、大西)
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111(内線2431)
FAX: 03-6734-3737
E-mail: toku-sidou@mext.go.jp

27初特支第9号
平成27年5月15日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長
各都道府県教育委員会人事主管課長
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長
特別支援学校を置く各指定都市教育委員会人事主管課長
附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長
各私立特別支援学校事務担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

井上 恵嗣

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

茂里 毅

(印影印刷)

平成26年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等
免許状保有状況等調査の結果について（送付）

平成27年1月22日付け26初特支第27号で依頼しました標記の調査について、調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付します。

貴機関におかれては、以下の事項に御留意しつつ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努められますようお願いします。

なお、本調査結果については、特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学等にも送付していることを申し添えます。

記

1. 採用、配置、研修（免許法認定講習等）を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上を中期計画などに位置付け、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。

その際、特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。

2. 特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたいこと。同免許状を保有せずに特別支援学校に勤

務することとなった教員には、可能な限り早期に保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。

受講に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、受講機会の拡大に努めていただきたいこと。

3. 免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。

4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有を促進するとともに、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。

5. 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたいこと。

また、各学校において新規採用された、経験のない教員一人のみを担当として配置することは適当ではなく、中核となる教員の指導・助言のもとに担当させるなど、指導体制に十分配慮することが必要であることにも御留意いただきたいこと。

6. 特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、免許法認定講習等の受講に努めていただきたいこと。

7. 発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭免許状取得のための科目（例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目（第1欄）や重複障害・LD等教育に関する科目（第3欄）など）を受講することは有効な研修の機会となること。

8. 今回、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に積極的に取り組んでいる教育委員会に提供いただいた具体的な取組事例を紹介しているので、参考にしていただきたいこと。（別紙2参照）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係（桑田、小池、中澤、大西）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2431）

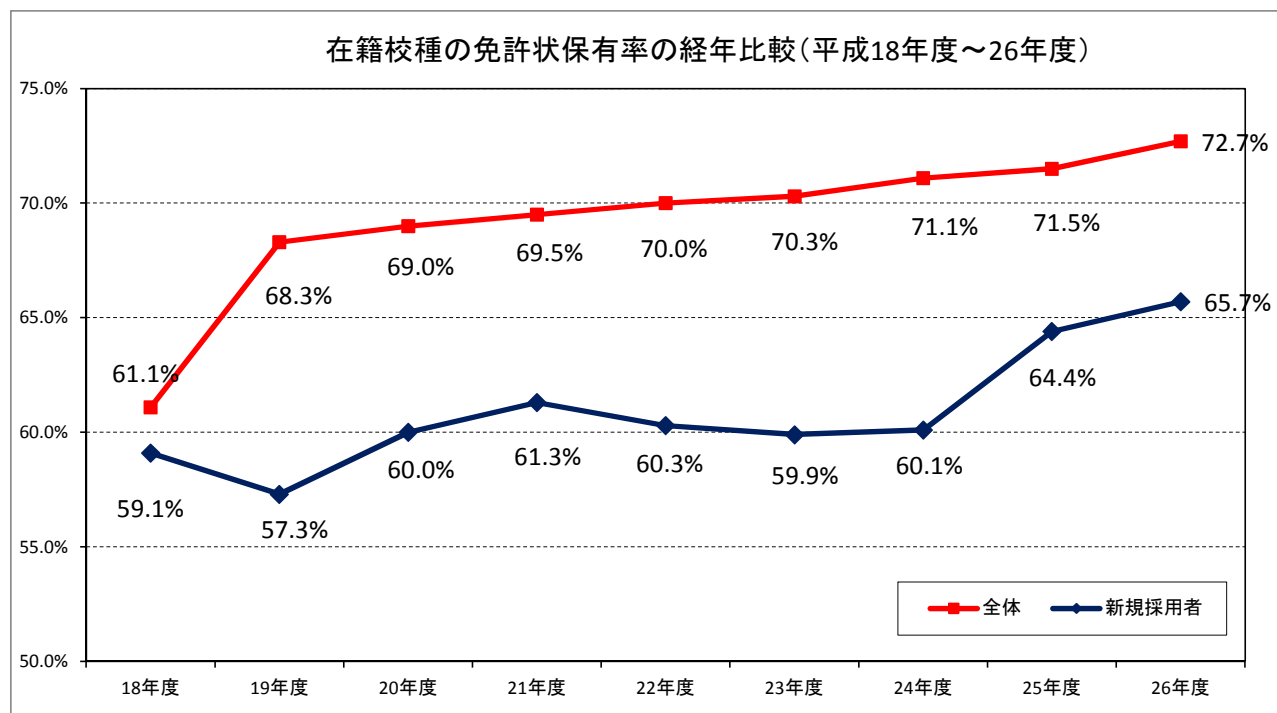
FAX：03-6734-3737

E-mail：toku-sidou@mext.go.jp

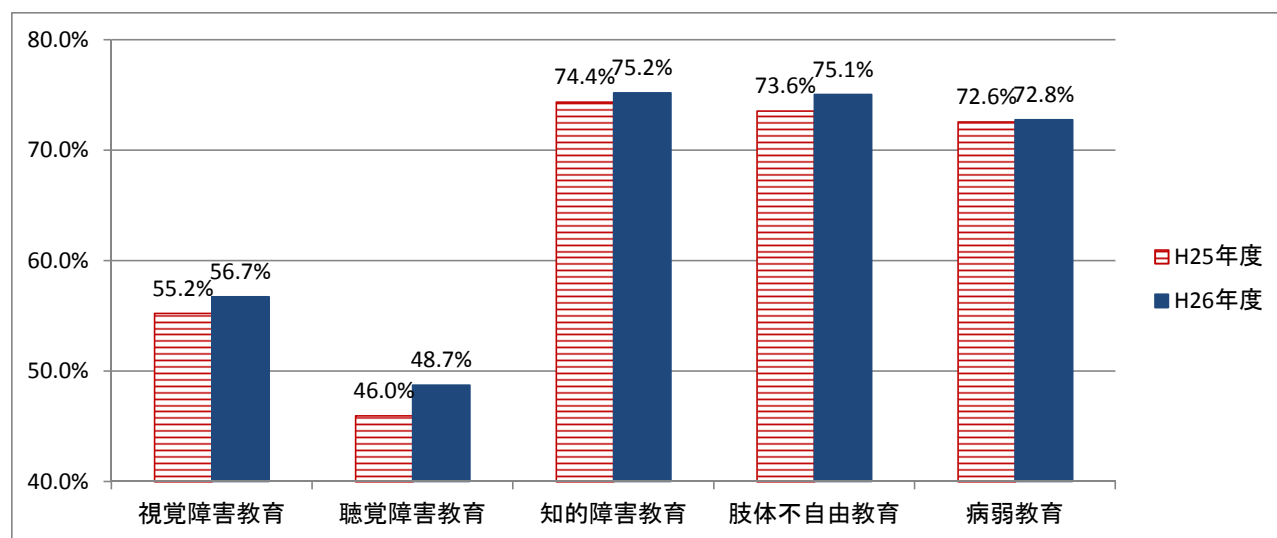
○ 平成26年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の主なポイント

(1) 特別支援学校教員の免許状保有率の経年比較

- ・特別支援学校における教諭のうち、当該障害種の免許状保有者の割合は72.7%であり、前年度比で1.2ポイント増加している。
- ・特別支援学校における新規採用者のうち、当該障害種の免許状保有者の割合は、65.7%であり、前年度比で1.3ポイント増加している。



(2) 障害種別の免許状保有率

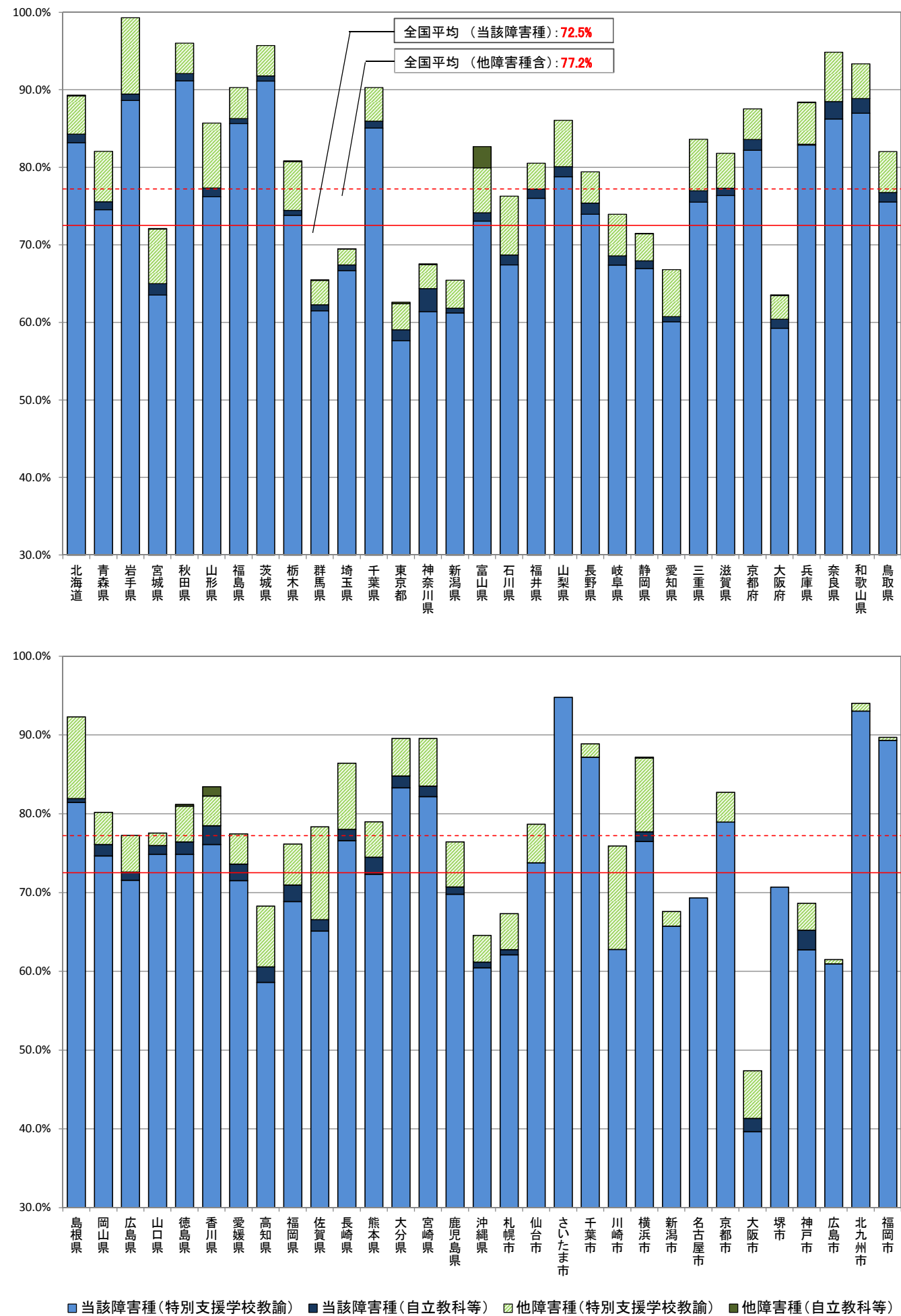


(参考) 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

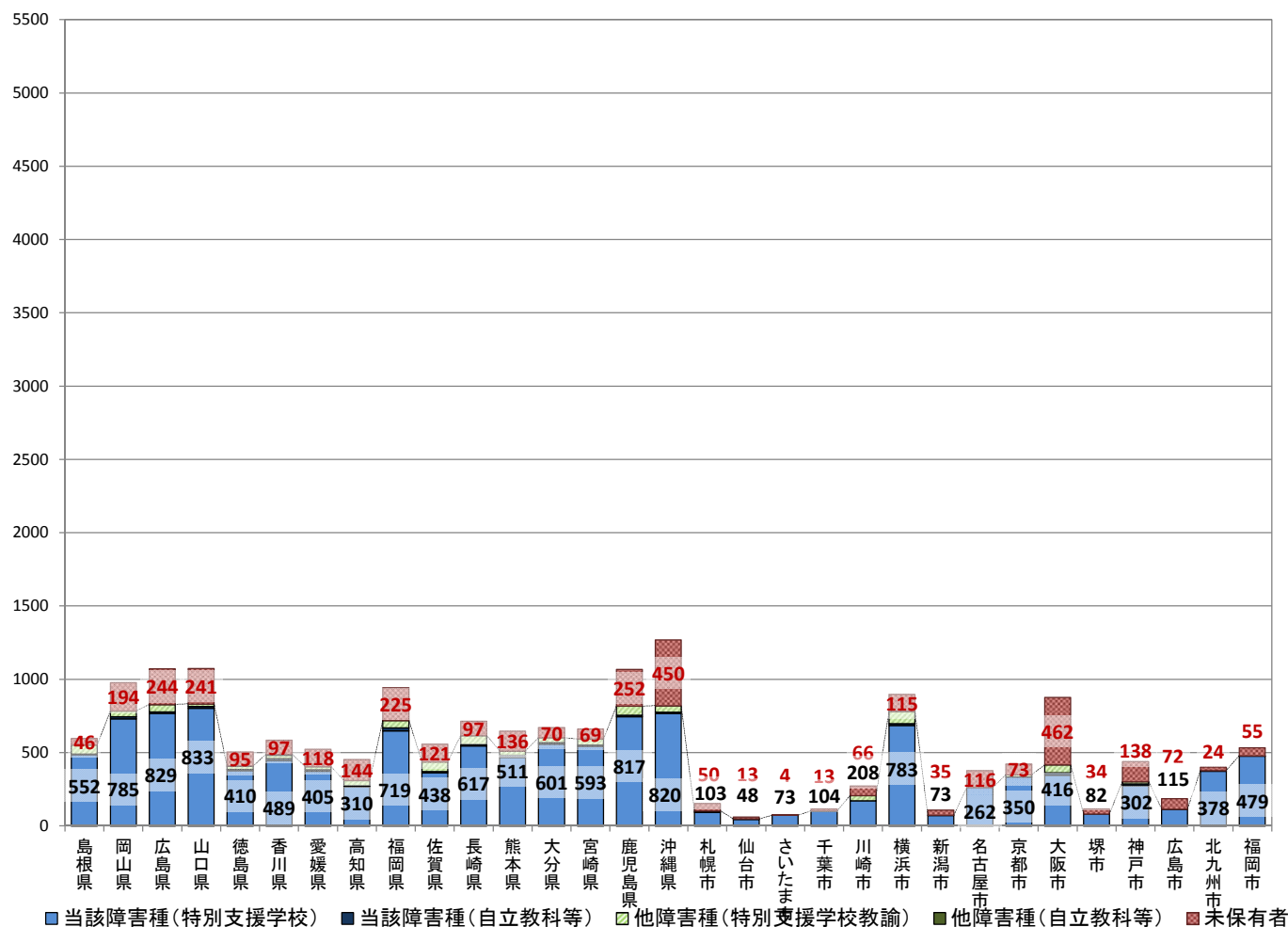
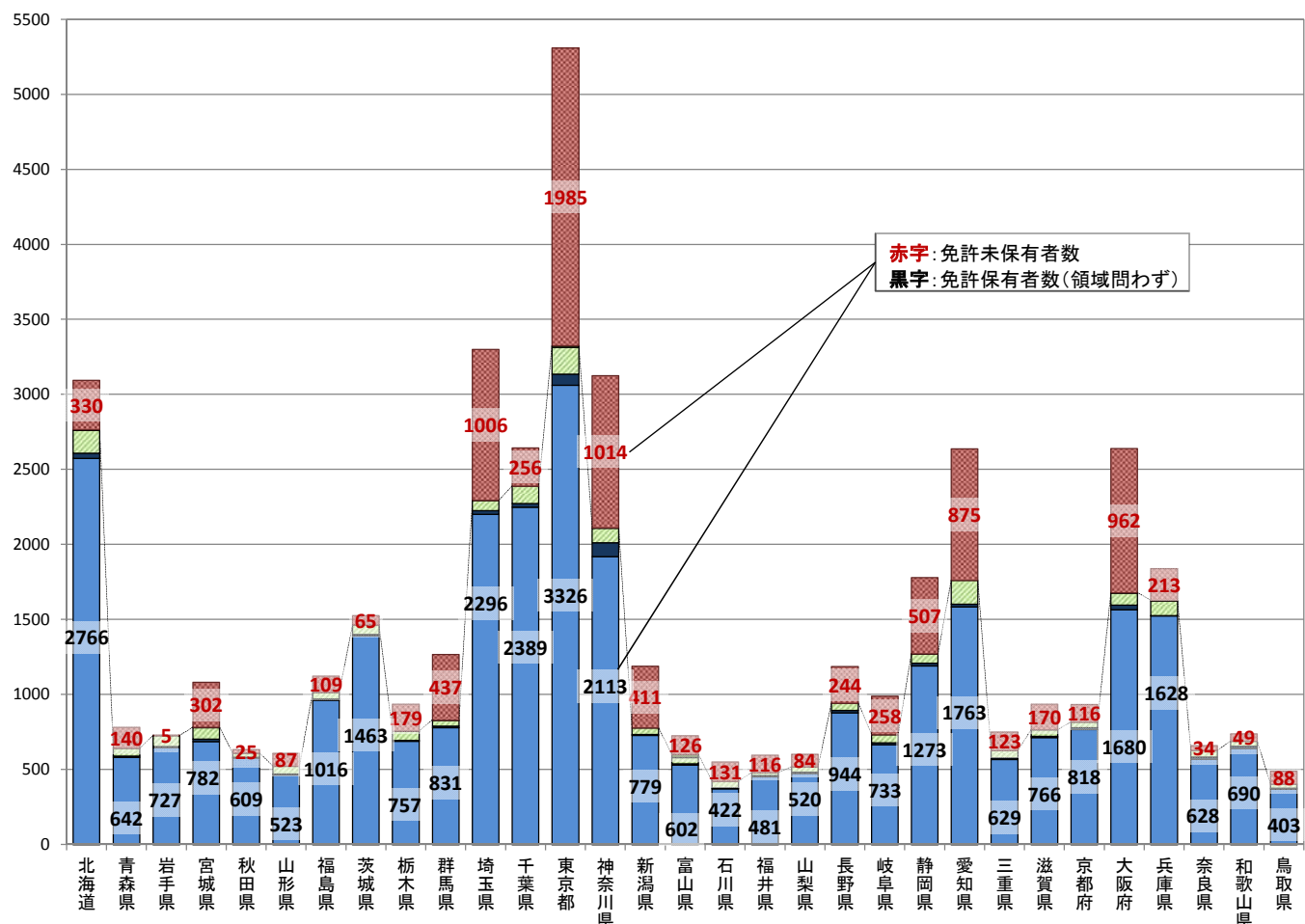
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%	32.4%	32.4%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%	26.5%	26.4%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%	30.5%	30.5%

(3) 公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県・指定都市別状況

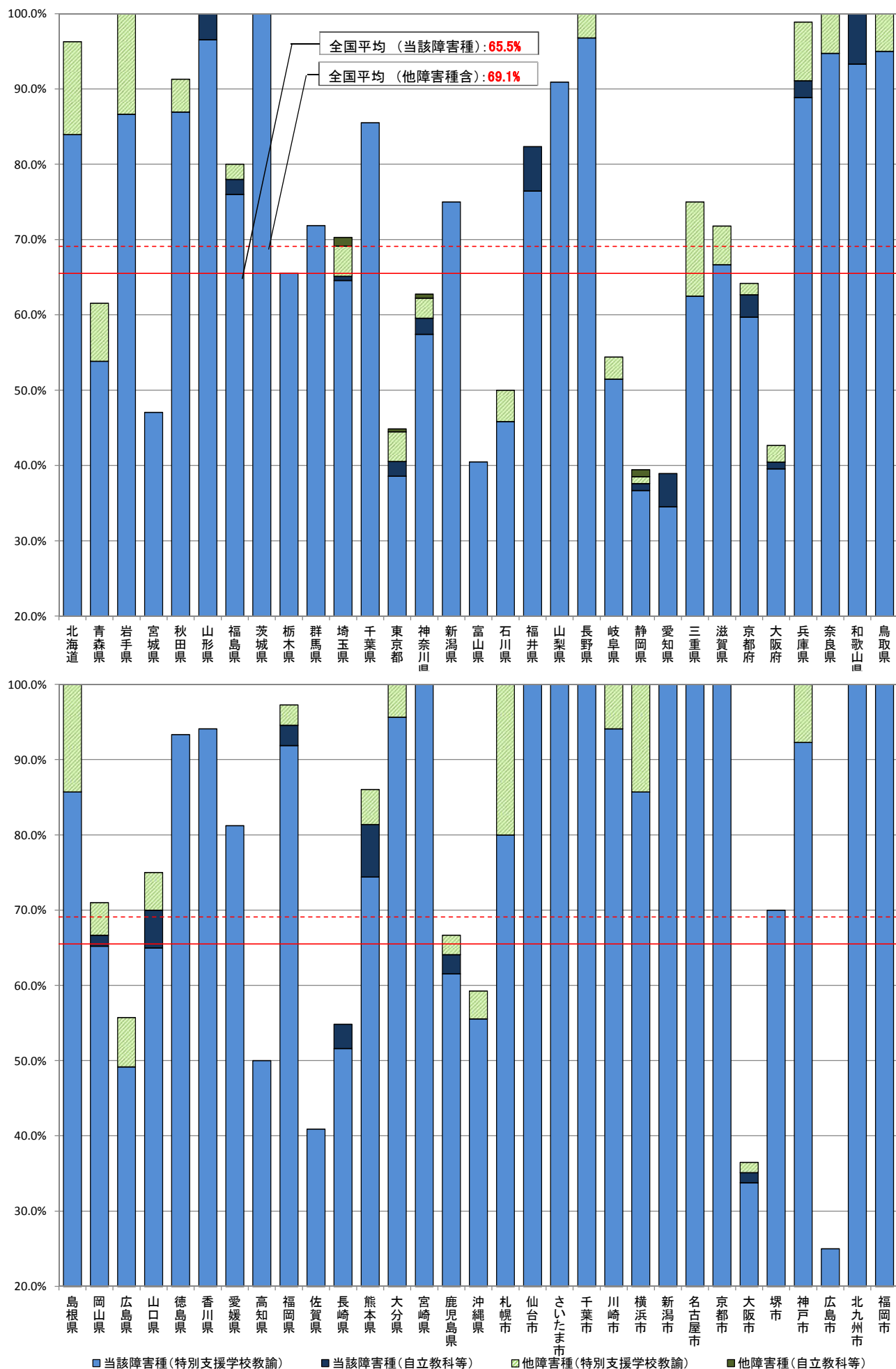
◆ 特別支援学校教諭等免許状 保有者割合



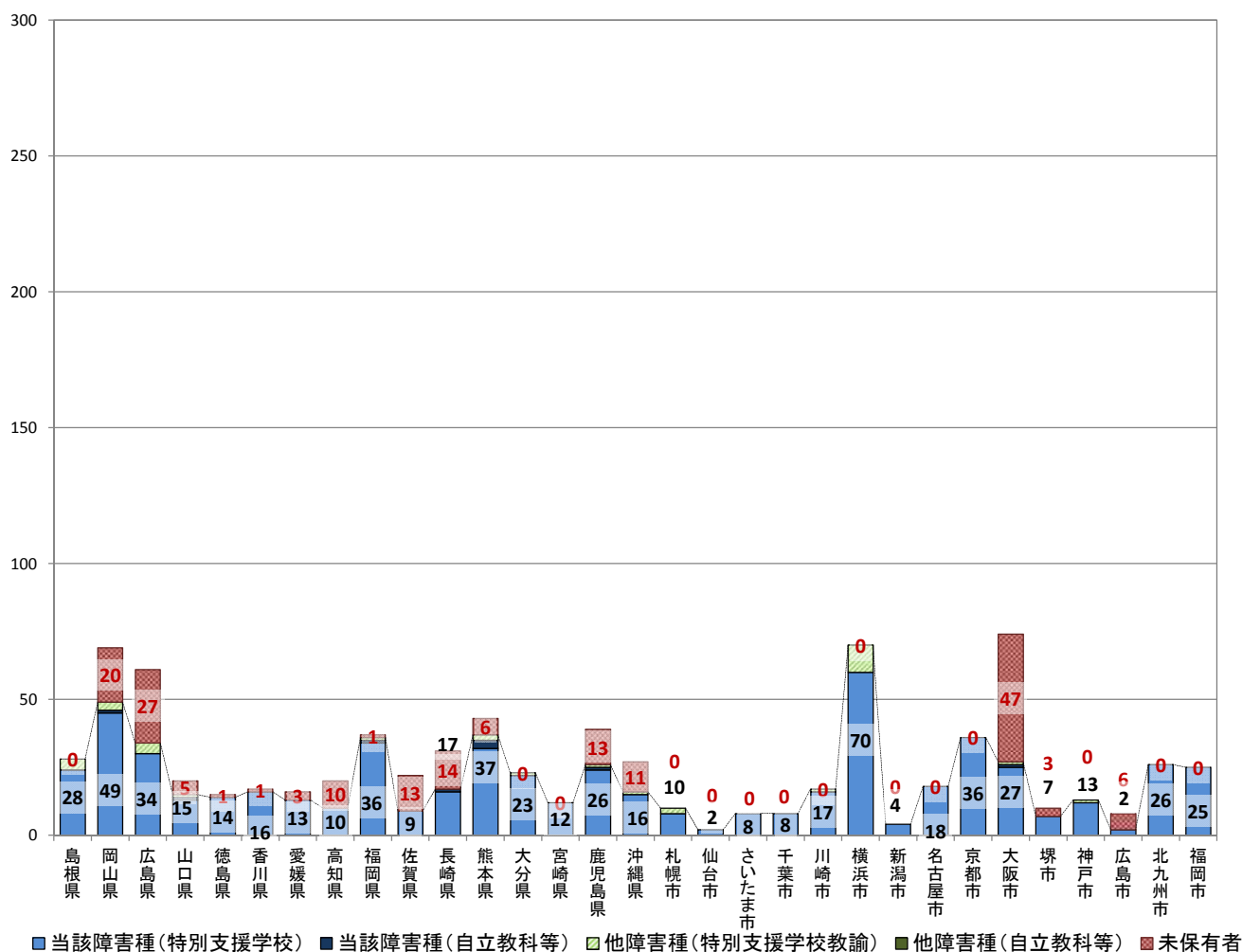
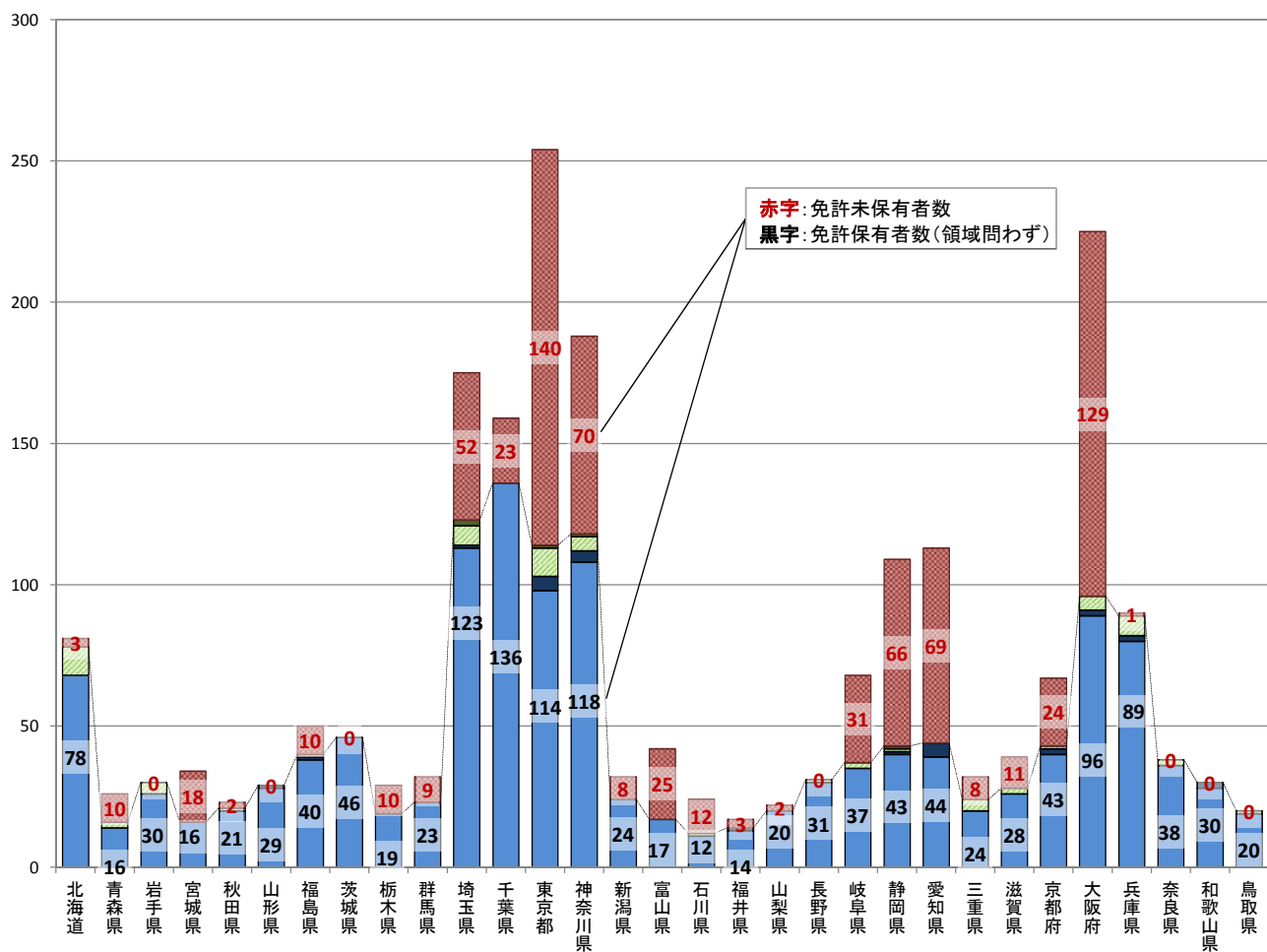
◆ 特別支援学校教諭等免許状 保有者数



◆ 特別支援学校教諭等免許状(新規採用者) 保有者割合



◆ 特別支援学校教諭等免許状(新規採用者) 保有者数



○ 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に関する指針

1. 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（抜粋）

（平成24年8月28日 中央教育審議会）

Ⅲ. 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

7. 特別支援教育の専門性向上

- 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割であり、特別支援学校における教育の質向上の観点から、取得率の向上が必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意する。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進める。
- 特別支援学級、通級による指導の担当教員は特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が、校内の他の教員に与える影響も大きい。このため、専門的な研修の受講等により、専門性の確保・向上を図る。
通常学級の教員についても、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められている。このため、特別支援教育に関する研修の受講等により基礎的な知識・技能の修得を図る。

2. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

の推進（報告）」（抜粋）

（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

③ 特別支援学校教諭についての養成・研修

- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。
- 特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべきである。そのため、保有率の計画的な引上げの方策として、同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、数年内に保有させるなどの方針を教育委員会が明確にすべきである。また、そのために必要な環境整備や免許法認定講習が最優先で受けられるような配慮が必要である。さらに、専門性向上のため、地域の関係機関との連携による研修、大学等との研修を実施していくことが重要である。なお、大学の教員養成課程が限られている障害種についての教員養成の在り方についても、今後検討する必要がある。

④ 小・中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員の養成・研修

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

- 特別支援教育に関する免許状や特別支援学級担当教員免許状の創設を求める意見もあるが、教員の資質能力向上特別部会の議論も踏まえつつ、中長期的に議論することが必要である。特別支援学級や通級による指導の担当教員が現在の特別支援学校教諭二種免許状を保有していることが望ましく、同免許状取得を奨励するとともに、特別支援学級や通級による指導の担当教員としての専門性については、早急に担保することが必要である。

3. 「特別支援教育の推進について（通知）」（抜粋）

（平成19年4月1日 19文科初第125号（初等中等教育局長通知））

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

（前略）さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

4. 「学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抜粋）

（平成18年6月14日 衆議院文部科学委員会）

五、教職員の意識の高揚、資質の向上及び特別支援教育への理解を深めるよう教職員研修の充実に努めること。また、教員免許状については、特別支援学校の教員免許状の在り方の検討、及び他の各種免許状における特別支援教育の扱いについての研究を更に進めること。

5. 「学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抜粋）

（平成18年4月25日 参議院文教科学委員会）

三、特別支援学校の教員免許状の取得促進を図るとともに、特別支援学校の教員免許状の在り方、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員免許状における特別支援教育の扱いなどについても更に検討を進めること。

6. 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」（抜粋）

（平成18年7月18日 18文科初第446号（文部科学事務次官通知））

第6 留意事項

（4）教育職員免許法附則第16項において、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の教員免許状を有さなくとも、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる旨を規定しているが、各大学においては、特別支援教育のための教員養成の充実、各特別支援学校の設置者及び任命権者においては、採用時における特別支援学校の教員免許状保有者の確保及び現職教員の特別支援学校の教員免許状の取得を促進し、特別支援学校の教員免許状の保有状況の改善に努められたいこと。

7. 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（抜粋）

（平成17年12月8日 中央教育審議会）

第5章 教員免許制度の見直しについて

3. 現職教員の特別支援学校教諭免許状（仮称）の取得促進

特別支援教育を担当する専門性のある教員の確保・増大を図るために、現職教員が一定の実務経験と大学や教育委員会による教育職員免許法における認定講習（以下「免許法認定講習」という。）等での単位修得により、特別支援学校教諭普通免許状（仮称）の取得を促進することが必要であり、講習等を開設する関係機関がこれまで以上に、単位修得の機会を拡大するよう努めることが重要である。

4. その他の課題

また、特別支援教育に係る教職員の採用、配置、研修の改善に関し、都道府県教育委員会等においては、採用、配置、研修等を通じて特別支援教育関係教員の専門性の一層の向上に努めることが必要である。今後、少なくとも特別支援学校（仮称）の教員を採用するに当たっては、特別支援学校教諭免許状（仮称）の保有を前提とするとともに、採用後の特別支援学校（仮称）の担当教員に対する現職研修の充実に努めることが重要であり、都道府県教育委員会等において研修等を担当する指導主事等に、専門性の高い者を配置するなど、教育委員会等における特別支援教育担当職員の充実が求められる。

その際、国立特殊教育総合研究所において実施されている各都道府県における指導的立場に立つ者を対象とした研修も活用することが望まれる。

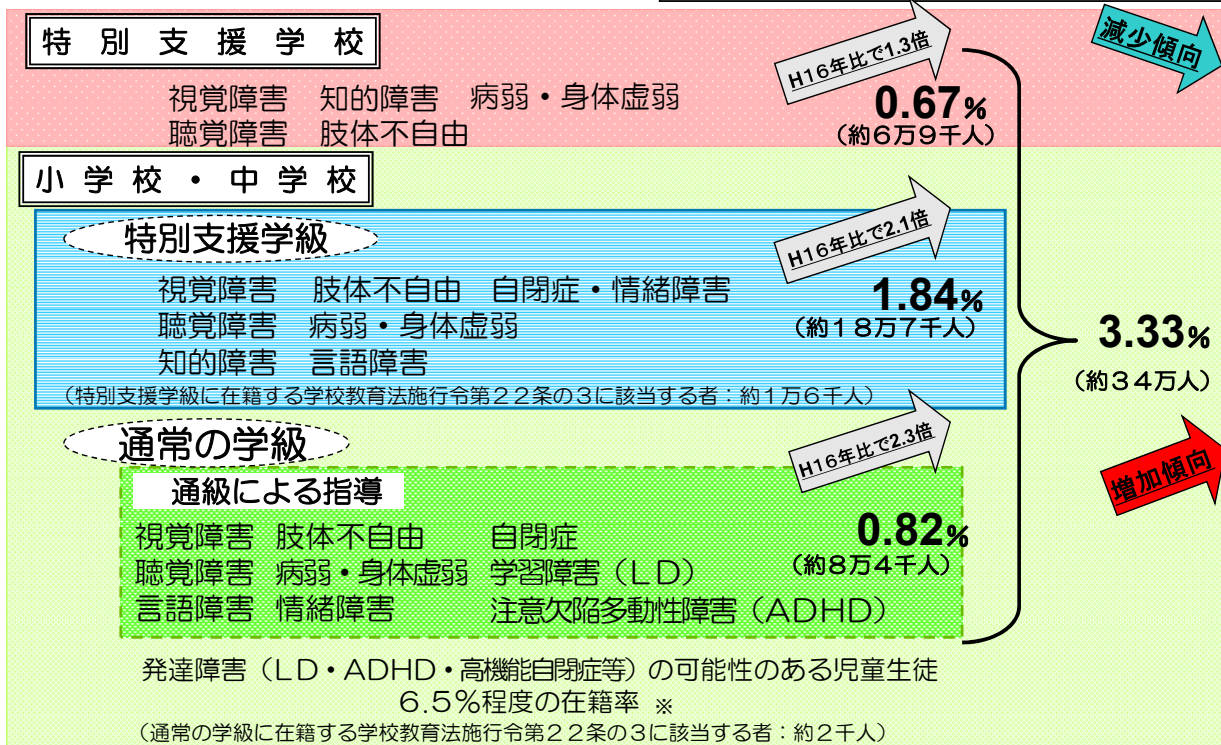
さらに、現職研修の充実に関しては、盲・聾・養護学校だけでなく、小・中学校等の教員についても特別支援教育に関する知識の修得が期待されるとともに、特殊学級等の担当教員については、特別支援教育に関する現職研修を一層充実し、特別支援学校教諭免許状（仮称）の取得を促進することが重要である。

なお、当分の間、特殊教育免許の保有を要しないこととしている教育職員免許法附則第16項について、新たな特別支援学校教諭免許状（仮称）の普及状況等を見極めた上で、当該免許状の保有率向上のための方策とともに、時限を設けて廃止することが適当である。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

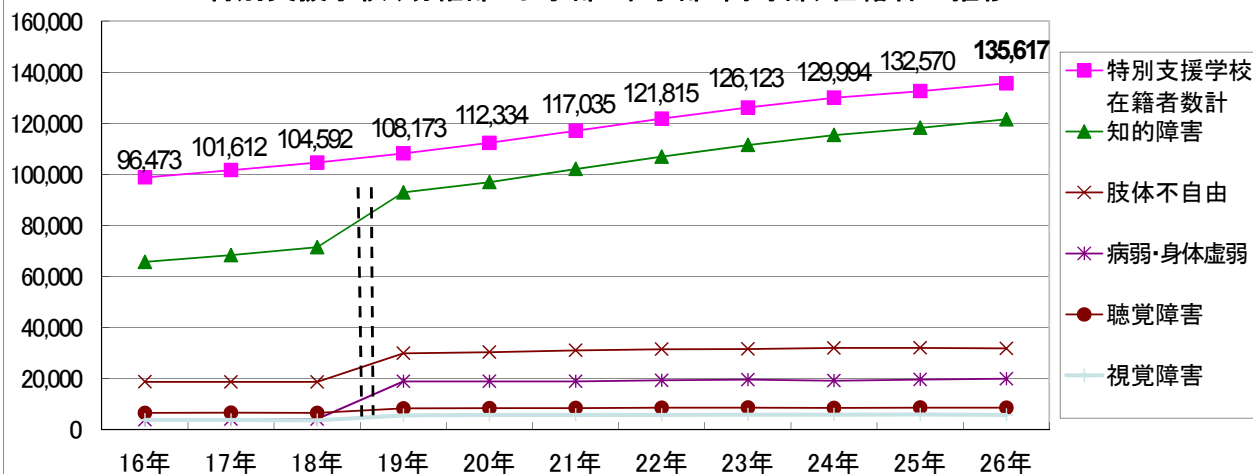


※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

特別支援学校の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



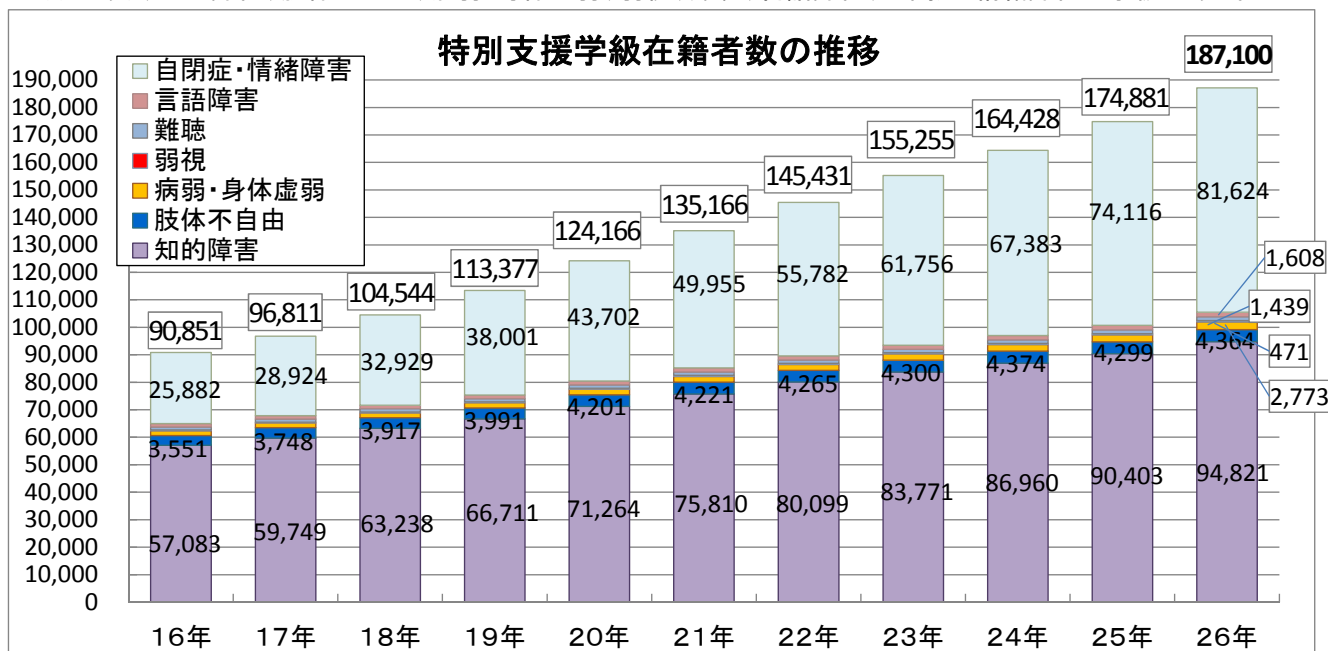
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

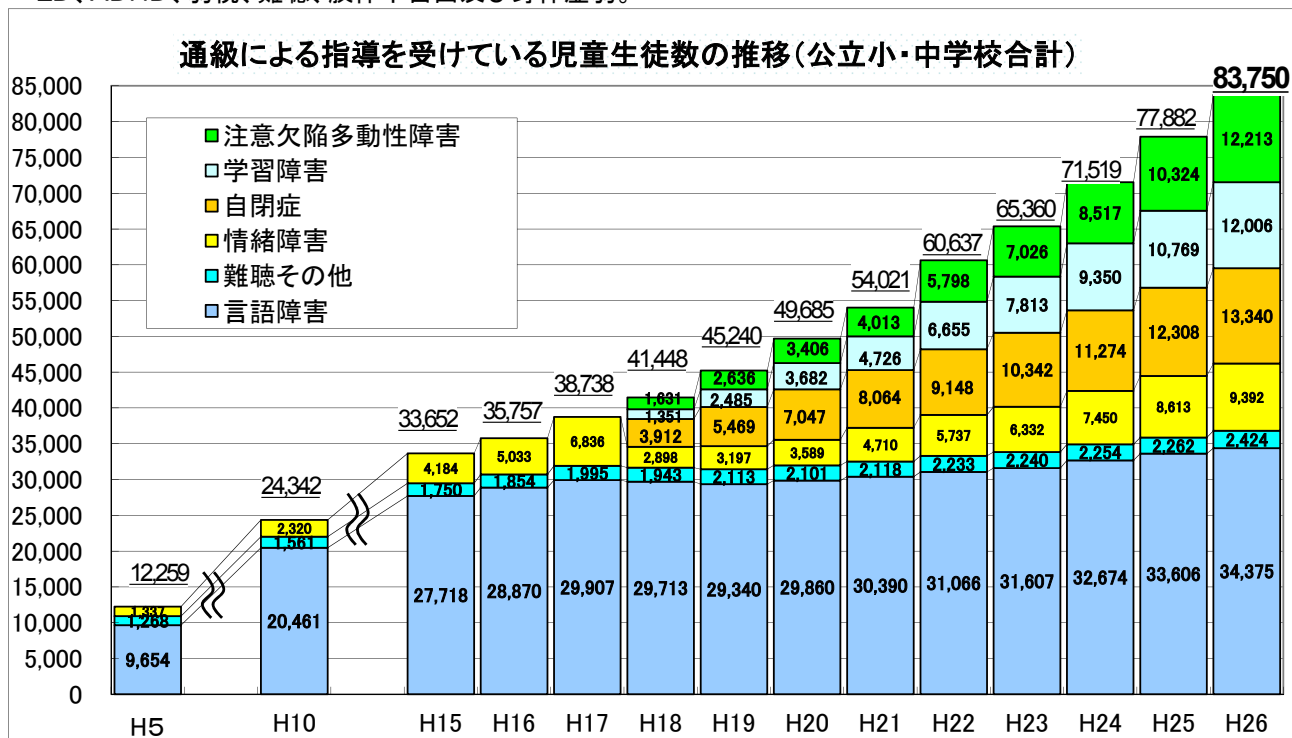
○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
B：「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）

図1 学習面

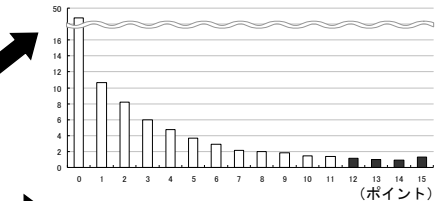


図2 行動面(不注意、多動性・衝動性)

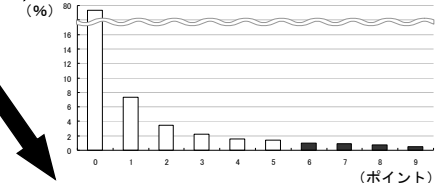
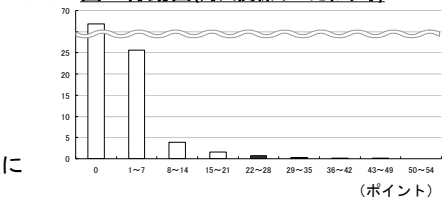


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

の補足調査（調査報告）より一部抜粋（独）国立特別支援教育総合研究所

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の協力者会議において、今後の調査研究に委ねる必要があることが指摘された4点について、文部科学省の協力の下、国立特別支援教育総合研究所において補足調査を実施。

【調査1 質問紙調査】

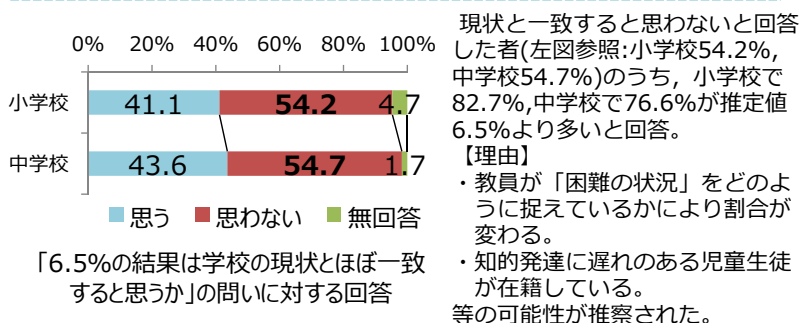
（調査期間）平成25年6月（調査対象）96校（全特協等を通じ選定された、各都道府県の通級指導教室が設置された小学校45校及び中学校40校、並びにインタビュー調査対象の小学校5校及び中学校6校）の校長等管理職、特別支援教育Co、通級指導教室担当教員及び通常の学級担任（回収率）94.8%

【調査2 インタビュー調査】

（調査期間）平成25年7月～9月（調査対象）首都圏を中心とし、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校、中学校の質問紙調査回答者

I 「児童生徒の困難の状況」について

① 推定値6.5%以外にも、何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性について



② 学年が上がるにつれ、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向がある理由（特に、学習面（※右表のA）において最も顕著である理由）

・児童生徒が学習習慣・生活習慣を身につけることで、困難さが目立たなくなり教員が困難を把握しにくくなる。

・質問項目の内容について、学習スキルを習得していくことにより、学習面の困難が最も小さくなる傾向。

等の可能性が考察された。

H24文科省調査結果

知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計(表6より)

	推定値			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7%	5.7%	3.5%	1.3%
1年	9.8%	7.3%	4.5%	1.5%
2年	8.2%	6.3%	3.8%	1.5%
3年	7.5%	5.5%	3.3%	1.0%
4年	7.8%	5.8%	3.5%	1.2%
5年	6.7%	4.9%	3.1%	1.1%
6年	6.3%	4.4%	2.7%	1.3%
中学校	4.0%	2.0%	2.5%	0.9%
1年	4.8%	2.7%	2.9%	0.8%
2年	4.1%	1.9%	2.7%	1.0%
3年	3.2%	1.4%	1.8%	0.9%

※補足調査全体版は特総研HPに掲載

学習指導要領について① 特別支援学校学習指導要領(H21.3告示)の概要

【1. 教育のねらい】

- 小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、児童生徒等の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

【2. 教育課程の編成】

- (1) 小・中学校等に準じた各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を加えて編成。
- (2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科等
- ・ 知的障害の児童生徒に応じた教育を行うため、小・中学校等とは異なる独自の教科を設定(小学部の「生活科」、中学部の「職業・家庭」など)。
 - ・ 内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示す。
 - ・ 各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせた「各教科等を合わせた指導」(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)が可能。
- (3) 重複障害者等の教育課程の取扱い
- ・ 下学年・下学部の各教科の目標・内容との代替等
 - ・ 知的障害を併せ有する場合の知的障害の各教科等との代替
 - ・ 各教科等に替えて自立活動を主とした指導
 - ・ 障害のため通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育

【3. 自立活動】

- (1) 内容・構成
- ・ 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成。
 - ・ 「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の各区分ごとに示された、3～5項目の内容の中から、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じ必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定。

＜自立活動の例＞

- ・ 姿勢保持や移動、食事・排泄、衣服の着脱などの日常生活動作の指導(肢体不自由)
- ・ 白杖を使った歩行指導、拡大読書器・弱視レンズ等の視覚補助具の活用の指導(視覚障害) など

【4. 一人一人の障害の状態等に応じた指導】

- ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成。

【5. 交流及び共同学習の推進】

- ・ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進。

学習指導要領について② 小・中学校学習指導要領(H20.3告示)の概要

小・中学校学習指導要領(特別支援教育関係)

- 【H20年改訂のポイント】
- ・ 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
 - ・ 一人一人の実態等に応じた指導の充実
 - ・ 交流及び共同学習の推進

＜小学校学習指導要領＞(中学校学習指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

- (12) ～(省略)～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

※特別支援学級、通級による指導について、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校学習指導要領等を参考にするなどして、実情に合った教育課程を編成(文科省H21.3通知、小学校学習指導要領解説 など)

学習指導要領について③ 高等学校学習指導要領（H21.3告示）の概要

高等学校学習指導要領（特別支援教育関係）

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

<高等学校学習指導要領>

第1章 総則 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

<高等学校学習指導要領解説 総則編>

第3章 第5節 5 (8)障害のある児童の指導

高等学校の通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に応じた適切な指導を行わなければならない。

～(省略)～

障害のある生徒などに対しては、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位、必履修教科・科目の一部減、各教科・科目の内容の選択などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

- (14) ～(省略)～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

学習指導要領について④（学習指導要領の改訂について）

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

(平成26年11月20日 中央教育審議会)

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、
新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
○これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
○課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
○育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、
既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
3. 学習指導要領等の理念を実現するための、
各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
○各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
○「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例（特別支援教育部分）

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。
- その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成27年度予算額145億円（平成26年度予算額131億円）

就学期前

（早期支援）

○早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円（335百万円）

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。
40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置



（教職員の専門性向上）

○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 292百万円（14百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。
◆指導者養成講習会等の実施（拡充） 15箇所→27箇所 ◆免許状取得促進セミナーの開催（新規） 6箇所
◆ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備（新規）（特総研）



（発達障害にかかる支援）

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円（586百万円）

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 71百万円

発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の1つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実を図る。 15箇所
◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
◆発達障害理解推進拠点事業 30箇所 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 7大学



（インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進）

○インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 831百万円（989百万円）

◆【新規】学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進 147百万円

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所
◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 ◆特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 ◆看護師配置事業等



（学習上の支援及び教材の開発）

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 497百万円（584百万円）

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業
◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



（高等学校段階における支援）

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 388百万円（449百万円）

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



（就学の支援）

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 11,583百万円（10,151百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。
◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直しの学年進行対応）

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 100人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率：1/3等

インクルーシブ教育システム構築事業

（平成26年度予算額 1,324百万円）

平成27年度予算額 1,167百万円

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、引き続き医療的ケアのための看護師配置等を行う。

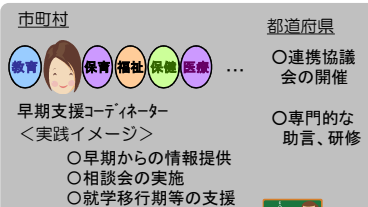
就学期以前

小・中学校

高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築（40地域・早期支援コーディネーター約120人の配置）

・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。



◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業（60地域・合理的配慮協力員約70人の配置）

○幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実に関する拠点地域・学校における調査研究（35地域）
・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム（通級による指導等の活用を含む）の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
・インクルーシブ教育システムを域内（市町村又は複数の市町村）の教育資源（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を活用する形で追求する。

取組の収集・蓄積

◆インクルーシブ教育システム構築データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）〔運営費交付金に計上〕
・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。

◆「合理的配慮」普及推進セミナーの開催（文部科学省・6ブロックで実施）

・教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進（25箇所）【新規】
・障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

◆就学奨励費の支給対象拡大

〔特別支援教育就学奨励費負担等に計上〕

・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。

◆医療的ケアのための看護師配置（約330人）

・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。（1/3補助）

◆特別支援学校機能強化モデル事業（25地域・ST、OT、PT、心理学の専門家等約500人の配置）

・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。
・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）

特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

(平成26年度予算額 14百万円)
平成27年度予算額 56百万円

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

今後の学制等の在り方について（第5次提言）
（平成26年7月教育再生実行会議）

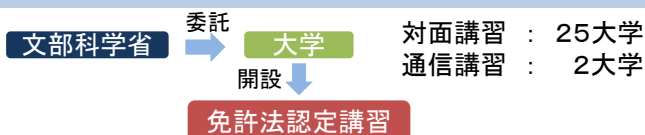
教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は**必須化も視野に入れ**、特別支援学校免許状の取得を促進する。

1. 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

拡充

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。

そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を大学に委託、受講機会の拡大を図る。



講習受講→単位修得→特別支援学校教諭免許状の取得

2. 自立と社会参加に向けた特別支援教育理解啓発会議の開催

就学期にある障害のある子供の保護者等を対象に、就学制度や特別支援教育について理解を深めることを目的として、講演や体験談の発表、意見交換などの理解啓発会議を実施。

3. 特別支援学校教諭免許状取得促進セミナーの開催

新規

教育委員会や、大学を対象とした講演や意見交換を行い、特別支援学校教諭免許状の取得計画や、免許法認定講習の開設時期・科目設定の情報交換を実施。



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

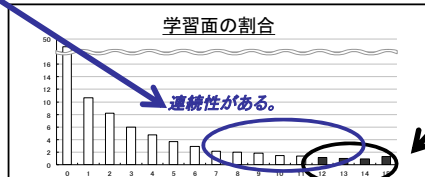
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成27年度予算額 452百万円(平成26年度予算額 438百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍している（平成24年12月文部科学省調査）。
- ② これらの児童生徒以外にも、**困難があり教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。
- ③ また、低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- ④ さらに、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる事が重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 発達障害早期支援研究事業 381百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、5大学（発達障害支援アドバイザー約80人配置）（事業内容）
- 学習面（読む「書く」等）や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等による早期支援の在り方 など

就労支援段階



幼稚園段階



小学校段階



中学校段階



高等学校段階



大学等段階

◎ 系統性のある支援研究事業 71百万円（新規）

- ・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。 15地域（学校間連携コーディネーター約45人配置）（事業内容）
- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

②発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成27年度予算額 134百万円(平成26年度予算額 147百万円)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

◎ 発達障害理解推進拠点事業

51百万円

- ・教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を深める。また、保護者等への十分な理解を深めるための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。さらに、その成果普及のためのセミナー等の開催や、教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成を行う。

30地域

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
 - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
 - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
- 教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成 など



◎ 教職員育成プログラム開発事業

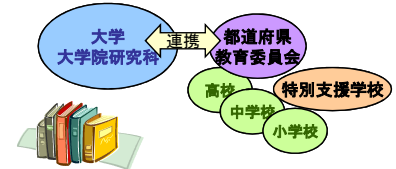
83百万円

- ・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。

7大学

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



学習上の支援機器等教材活用促進事業

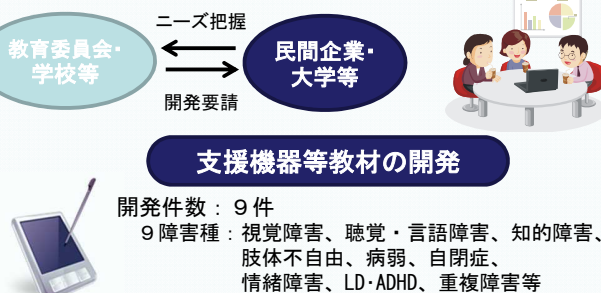
平成27年度予算額360百万円(平成26年度予算額387百万円)

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発。国が企業等での支援機器等教材の開発費を支援することにより、利用者が入手しやすい価格での製品化を目指す。

また、学校において、活用が十分に進んでいない支援機器等教材について、適切な支援機器等教材を用いた指導方法の開発のための実践研究を行い、その活用・普及を図る。

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

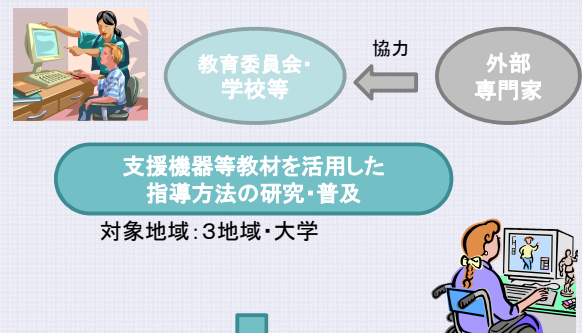
企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発



障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の普及

支援機器等教材を活用した指導方法充実事業

学校において、ICTなどに関する外部専門家の支援を受けつつ、支援機器等教材を活用した指導方法に関する実践的な研究を実施



支援機器等教材を活用した実践的な指導方法の普及

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

特別支援教育教材ポータルサイト(支援教材ポータル)

<http://kyozai.nise.go.jp/>

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトです。(H27.3～)

支援教材ポータル
NISE 特別支援教育教材ポータルサイト



「教材・支援機器」をキーワード
や条件で絞り込んで検索します

「実践事例」をキーワードや
条件で絞り込んで検索します

「教材・支援機器」と「実践事例」が相互に参照できます。

普及活動

展示会の開催

- 支援機器等教材の教育現場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催。



研修会の実施

- 各都道府県の指導者層を対象に支援機器等教材を活用した実践研修を実施



自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

① キャリア教育・就労支援等の充実事業

平成27年度予算額 274百万円(平成26年度予算額 319百万円)

特別支援学校高等部の就職率(27.7%)の一層の向上に向けた取組が必要

→ 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実

→ 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

→ 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

モデル校の改善プランの検討・評価

特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校)の改善プランの検討・評価。

教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実を図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

技能検定等の開発

生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるように技能検定等を開発・実施。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

※平成26年3月31日 一部改正

障害者の自立と社会参加の推進

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

② 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 平成27年度予算額 110百万円（平成26年度予算額 129百万円）

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

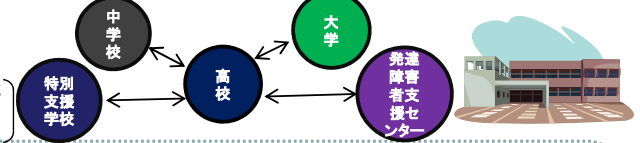
文部科学省

指定

【3カ年の研究指定】

【25地域（1地域当たり高校1校程度）】

- 1年目：教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目：教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目：2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



◎対象：言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

①運営協議会の設置

- ネットワークの構築**
 - 高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。
- 生徒の実態把握**
 - 中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。
- 必要な教育内容の検討**
 - 生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

個別の教育支援計画・指導計画の作成

②障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用（学校教育法施行規則第八十五条）

- 自立活動の指導**
 - 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。
- 教科・科目の補充指導**
 - 障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。
- 自立活動等担当教員**
 - 自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1～8単位程度

③個々の能力・才能を伸ばす指導

- 一斉授業の改善工夫**
 - 障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。
- 能力・才能を伸ばす重点指導**
 - 障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

外部人材等の活用

・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導
・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

高等学校における特別支援教育の充実



自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
(例) クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。
→自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善

一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす
(例) 読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。
→文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善
(理解しやすい授業づくり)や、数学重点コースの設置など



○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成27年度予算額 11,583百万円（平成26年度予算額 10,151百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
(根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律)

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 6,318百万円（6,133百万円）
 - ・公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 4,706百万円（3,510百万円）
 - ・公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・公私立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 559百万円（508百万円）
 - ・国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



特別支援教育の振興

教育の機会均等の確保

特別支援学校、小・中学校



○特別支援教育就学奨励費の拡充

※平成26年度高等部入学者から学年進行で拡充(平成28年度完成予定)

●高等部の学用品購入費を拡充

・ICT機器の急速な進展に伴い、学用品として比較的高額なICT機器(例えば、携帯用会話補助装置、携帯型拡大読書器等)を使用することが多くなっている現状を踏まえ、保護者の負担が軽減できるよう補助対象限度額を見直す。



・従来の「学用品・通学用品購入費」の補助対象限度額に、**50,000円**を加算する。

	保護者等の収入等による 支弁区分	学用品・通学用品購入費 補助対象限度額	ICT機器等を購入した場合の 加算額
高等部 (本科・別科)	I	31,690円	50,000円
	II	15,845円	50,000円
	III	—	50,000円



●高等部の交通費の補助対象範囲等を拡大

・交通費(実費)の補助の対象範囲及び補助の割合を小・中学部と同様に措置。



	保護者等の収入等による 支弁区分	通学費	通学の付添人 経費(肢体不自由・重度・重複 障害の生徒)	帰省費	帰省の付添人 経費(肢体不自由・重度・重複 障害の生徒)	職場実習 交通費	交流及び共同 学習交通費
高等部 (本科・別科)	I	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	II	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10
	III	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 1/2	0→ 1/2

教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

(平成27年度 義務教育費国庫負担金予算)

《義務教育費国庫負担金》

平成27年度予算案 1兆5,284億円(対前年度 ▲38億円)
(参考)復興特別会計 22億円(前年同)

・教職員定数の増 +19億円(+900人)
・少子化等に伴う教職員定数の減 ▲86億円(▲4,000人)
・教職員の若返り等による給与減 ▲61億円
・人事院勧告の反映による給与改定 +90億円

1. 従来の暗記中心の受け身型一斉授業から、子供達が双方向に対話し学び合いながら主体的に考え探究する力を育てる**課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換を推進**
2. 教員が授業に一層専念できるよう、学校に**多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力を最大化**
3. **教育格差の解消や特別支援教育等の充実**
4. **統合校への支援や過疎地の小規模校への支援**

教職員定数の改善

平成27年度加配定数:約64,200人(特別支援教育対応:6,276人)



《新たな定数措置900人の内訳》

1. 授業革新等による教育の質の向上 200人

- ① 課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進 100人
- ② 小学校における専科指導の充実等 100人



3. 個別的教育課題への対応 250人

- ① 家庭環境や地域間格差など教育格差の解消 100人
- ② **特別支援教育の充実** 100人
- ③ いじめ等の問題行動への対応 50人



2. チーム学校の推進 230人

- ① 学校マネジメント機能の強化(主幹教諭、事務職員の拡充) 100人
- ② 専門人材の配置充実(学校司書、ICT専門職員等) 100人
- ③ 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 30人



4. 学校規模の適正化への支援 220人

- ① 統合校への支援(統合前1年～統合後2年) 200人
- ② 過疎地の小規模校への支援 20人



(参考)被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

特別支援学校の教室不足解消のための補助制度

【背景】

教室不足発生(全国で3,963教室の不足) H26.10.1

近年、特別支援学校の児童生徒数が増加しており、特別支援学校の教室不足が生じている。
そのため、平成26年度に、これまでの新增築の補助制度に加え、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設し、地方公共団体の取り組みを支援する。

【対象施設】

公立の特別支援学校として使用する校舎、屋体、寄宿舎

【制度概要】

補助率：1／3

補助上下限：下限400万円、上限なし

工事内容：廃校施設、余裕教室等を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備する工事全般

一方で全国に余裕教室約6万5千教室(小中学校)が存在
H25.5.1 (そのうち現在まったく使っていない教室が約450教室)



【効果】

- 既存施設の改修のため、新築、増築よりも工事費が安価となり、新たな用地取得の必要が無く、地方公共団体の財政負担が軽減され、整備件数の増加も期待できる。
- 地方公共団体が保有する廃校や余裕教室等の既存施設を有効活用できる。
- 工期も短縮でき、教室不足の解消に迅速な対応が可能となる。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費：約569億円)	46,300人 (事業費：約530億円)

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

(参考) 平成27年度特別支援教育関係予算等 ～平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置～

背 景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。

今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。

対 応

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」

〈平成24年度から33年度までの10年間〉

年次計画額

単年度措置額（普通交付税）約800億円（10カ年総額 約8,000億円）

（小学校：約500億円、中学校：約260億円、特別支援学校：約40億円）

積算内容

○「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。

- （1）既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
- （2）新学習指導要領に対応するため、外国語活動（小学校）、武道の必修化（中学校）及び和楽器整備等（中学校）の整備に必要な経費
- （3）特別支援教育の指導に必要な経費
- （4）少額理科教材（理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの）
- （5）技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等